

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る共済掛金等の払込期限延長措置について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る共済掛金等の払込期限延長措置について、災害救助法が適用された市町村に対し、以下のとおり対応いたします。

適用内容

(1) 家畜・園芸施設共済

払込期限若しくは支払猶予期間（家畜共済のみ）を、下記の期限まで延長します。

① 家畜共済

- ア 死亡廃用共済及び疾病傷害共済の加入申し込みをした方の払込期限（新規加入）
- イ 死亡廃用共済及び疾病傷害共済加入者の共済掛金期間の満了日が払込期限（継続加入）
- ウ イの期限に係る猶予期間
- エ 死亡廃用共済及び疾病傷害共済における譲受人の共済掛金の差額の払込期限
- オ 死亡廃用共済及び疾病傷害共済加入者の分納の払込期限
- カ 死亡廃用共済及び疾病傷害共済加入者で共済掛金期間が1年未満の方の分納の払込期限
- キ 死亡廃用共済における特定肉豚の包括加入に係る分納の払込期限

② 園芸施設共済

- ア 園芸施設共済の加入申し込みをした方の払込期限（新規加入・継続加入）
- イ 被覆期間の変更に伴う増額に係る払込期限
- ウ 分納の払込期限

(2) 任意共済（建物共済・農機具共済・保管中農産物補償共済）

払込期限若しくは払込猶予期間を、下記の期限まで延長します。

- ① 加入申し込みを行い、承諾を受け共済関係が成立し、承諾通知に記載された払込期限（新規加入）
- ② 共済責任期間の満了日が払込期限（継続加入）
- ③ 譲受人の増額申請に係る払込期限
- ④ 農機具の入れ替えによる増額申請に係る払込期限（農機具共済）
- ⑤ 継続特約に係る払込期限
- ⑥ 共済掛金等分割特約に係る払込期限及び払込の猶予期間
- ⑦ 自動継続特約に係る払込の猶予期間

適用市町村

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

適用期限

令和8年3月31日

施行等

令和7年12月8日から適用し、令和8年4月1日に失効とします。